# 少量新規化学物質の申出手続について

(10月19日)

厚生労働省医薬·生活衛生局医薬品審查管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部企画課化学物質審查室

平成29年度第4回(平成29年12月1日(金)~12月8日(金))における化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)第3条第1項第5号に基づく少量新規化学物質の製造及び輸入の申出については、下記のとおり受け付けますので、申出の際には十分ご注意ください。

# 【注意事項】

○申出システムが Ver. 5.1 に更新されています。更新が済んでいない場合は、下記 HPから最新のものをインストールしてください。

(<a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/todoke/shinki\_shoryo\_denshi\_program.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/todoke/shinki\_shoryo\_denshi\_program.html</a>)

- ○確認数量の速報について、平成 27 年度より e-Gov 電子申請システムを用いて行うことになりました。詳細は別紙 2 をご参照ください。
- ○「⑥前年度の実績数量」には、平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日までの 実績数量を正確に記入してください。本数量については、立入検査において精査 することがあります。
- ○今回は**電子による申出に限り**、平成 29 年 12 月 2 日 (土) 及び 3 日 (日) も受け 付けます。

記

# A 電子による申出の場合

## A-1. 申出の方法

自己のパソコンからインターネットを介して経済産業省のサーバに申出データを送信する方法での申出(電子申出)を受け付けています。電子申出を行う場合は、事前に「申出者コード」の付与を受ける必要がありますので、A-3をご確認のうえ決められた期間内に必要な手続を行ってください。

なお、インターネットを経由した申出の際に使用するシステム(以下「申出システム」  $(^{(\pm 1)}$  という。)が公開されています。申出には、平成 27 年度第 2回)から**申出システム Ver. 5.1** に切り替える必要がありますので、必ずダウン

ロード及び既存データがある場合はデータ移行のうえ、返送先住所等の入力を 行ってください。

※電子申出を行う場合は、あらかじめ e-Gov を利用するためのシステム(以下 「e-Gov 電子申請システム」という。) (注2) 及び「商業登記に基礎を置く電子 認証制度」に基づく電子証明書を準備する必要がありますのでご注意ください。

# A-2. 受付期間及び受付時間

# (1)受付期間

第4回:平成29年12月1日(金)~12月8日(金)

(平成30年1月1日~平成30年3月31日までの製造又は輸入分)

**※電子による申出のみ** 12 月 2 日 (土) 及び 3 日 (日) も受け付けております。

<参考:今後の予定>平成30年度少量新規化学物質の申出期間

第1回:平成30年1月22日(月)~1月30日(火)

(平成30年4月1日~平成31年3月31日までの製造又は輸入分)

# (2) 受付時間

電子申出につきましては、修正を指示されることのない申出データ(修正の指示に従って修正されたものを含む。)の形で、各申出期間の最終日の 16:30までに(可能な限り受付最終日の前日までに)経済産業省のサーバに到達するよう送付してください。申出書の内容に修正があった場合、正式受理までに半日から1日程度かかる場合がありますので、その点ご留意の上ご送付ください。

#### A-3. 申出者コードに関する事前手続について

①今回新たに申出を開始しようとする場合

新たに電子申出を開始する場合には、申出期間に先立ち「申出者確認コード」を申し出て、「申出者コード」の付与を受ける必要があります。

申出者コードの申出者は、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式第 14 の電子情報処理組織使用開始申出書の正本 3 通及び返送先を記載し必要な額の切手を貼付した返信用封筒を下記の申出期限までに経済産業省 (注3) に提出 (郵送可) して当該申出を行うことにより、経済産業省から申出者コードにかかる通知書の交付を受けることができます (次回以降の申出については、本手続きは必要ありません。)。

今回の申出期間(平成 29 年 12 月 1 日~12 月 8 日)については、「申出者確認コード」の申出期限を以下のとおりとします。

## 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 必着

②電子情報処理組織使用開始申出書の申出内容に変更が生じる場合

申出者コードが付与された後に、様式第 14 の電子情報処理組織使用開始申出書に記載して提出した内容(会社名、所在地、代表者名等)に変更が生じる場合(申出手続期間中に生じる場合も含む。)は、様式第 15 の電子情報処理組織

使用変更届出書の正本3通により下記提出期限までに変更内容を経済産業省<sup>(注</sup> 3)に提出してください。

今回の申出期間(平成29年12月1日~12月8日)については、変更内容の 提出期限を以下のとおりとします。

# 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 必着

※変更内容があるにもかかわらず変更届出がなされなかった場合、少量新規化 学物質の申出手続自体が無効になる場合もあります。

# A-4. 電子による申出手続について

①申出データの作成

申出者は、経済産業省ホームページを通じて配布されている申出システム (注 ) を用いて申出データを作成してください。

# ②申出データの送信

申出者は、①で作成した自社分の申出データを一括して、e-Gov 電子申請システム (注2) の電子申出様式に添付し、インターネットを介して送信してください。 4) 申出の到達

申出は、自動及び目視の確認  $(^{\dot{E}4})$  の結果、不備がないと確認された時点(④ (4)) で到達したものとみなされます。

②から④イ)に要する時間は、申出の混雑状況にもよりますが、少なくとも1日程度は要すると見込まれます。

このため、十分な時間的余裕をもって(可能な限り受付最終日の前日までに)最初の送信を行ってください。

#### ロ)多数の物質の申出

多数の物質を申し出る場合には、必ずひとつの申出データにまとめて送信してください(③n)または④n)以降で申出の修正を送信する場合を含む。)。ただし、申出件数が多く 200 件以上になる場合には、申出データを複数に分けて作成していただく必要があります。その場合、一度の送信で添付する申出データは一つとしていただき、複数回に分けて送信を行ってください。一度に複数の申出データを添付すると、正しく受理されないことがあります。なお、③n)または④n)以降で修正した申出の送信に際し、新たに物質を追加しようとして申出データを作成して送信しても、受理できません。

#### ③受理状況の把握

申出データ送信後、e-Gov電子申請システムにより、自動確認の結果に基づく仮受理状況<sup>(注5)</sup>を確認してください。

- イ)仮受理された場合
- ④に進んでください。なお、その際に示される受付番号を確認してください。 n)不受理の場合

申出に不備のあった場合には受理できませんので、内容を再確認し、①から 再度実施してください。

## ④仮受理後の目視確認結果の把握

申出データの仮受理後、適宜、e-Gov電子申請システムにより、目視確認の結果に基づき送信される審査状況を確認してください。

- 1)修正指示がなかった場合は、受理となり、申出手続は終了です。
- p)修正指示があった場合には、当該箇所を修正して再送信し、⑤に進んでくだ さい。
- ⑤仮受理後の修正が受理されたことの確認

再送信後、適宜、e-Gov電子申請システムにより、修正が受け入れられ、申出が受理されたことを確認してください。

受理されなかった場合には、40)から再度実施してください。

# A-5. 電子による申出の際の注意事項

- (1) 申出書の構造式が小さく確認が困難なものが多く見受けられます。申請の前には必ず印刷するなどしてご確認いただき、構造式が見えにくいものについては gif ファイルの画像の大きさ等を調整してください。
- (2) e-Gov 電子申請システム(データを作成する申出システムを除く)の操作のお問い合わせ等は e-Gov ヘルプデスクが担当していますので、詳しくは以下のURLでご確認ください。

http://www.e-gov.go.jp/index.html

(注1) 申出においては、必ず新しいバージョンを入手の上、申出を行ってください。申出システムの入手方法及び操作説明書等については、次のUR Lにて御確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/todok
e/shinki\_shoryo\_denshi\_program.html

なお、申出システム Ver. 5.1 の稼動条件は、以下のとおりです。

- 【OS】Windows 98 Second Edition/NT 4.0 Workstation/Me/ 2000 Professional/XP Professional/Vista/ 7 Professional 日本語版
- (注2)e-Gov 電子申請システムの入手方法等については、次のURLにてご確認ください。

http://www.e-gov.go.jp/index.html

(注3)様式第14(返信用封筒を含む。)、様式第15の提出先は次のとおりです。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

返信用切手の必要金額の目安は次のとおりです。

「普通」の場合→「書留」550円、「簡易書留」430円 「速達」の場合→「書留」830円、「簡易書留」710円

(注4) 申出後の確認は、仮受理前及び仮受理後の2段階で行われます。

仮受理前の確認は、申出者の同一性、記入すべき欄が空欄である等を 自動で確認するものです。不受理の場合には、どこに問題があるかが表 示されます。

仮受理後の確認は、名称、構造式、物理化学的性状、成分組成及び用途の5項目についての内容の確認が中心です。不受理の場合には、修正 箇所の指示が行われます。

- (注5) 受理(仮受理を含む。) 状況の表示は、概ね1日1~2回更新される 予定です。
- (注6)確認又は不確認通知書受領のための返信用封筒は、電子申出の場合は 平成22年12月より不要になりました。

### A-6. 確認数量の速報について

e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者には、確認通知書の郵送前に確認数量を e-Gov 電子申請システムを用いて速報します(別紙2)。また、経済産業省化学物質安全室からの電子メールでの通知は廃止しました。

なお、この速報は電子申請システムを用いて申出を行った方全てを対象として実施しますので、事前の登録は必要ありません。

# <確認数量の速報の概要>

- ○対象者
  - e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者
- ○速報でお伝えする内容 申出のあった新規化学物質の数量確認結果
- 〇実施時期 12月下旬

# B 書類による申出の場合

### B-1. 申出の方法

申出に当たっては、別紙1に掲げる書類を提出してください。また、書類はA4判で作成してください。

なお、申出に必要な提出書類は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理 課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室及 び環境省大臣官房環境保健部企画課化学物質審査室が用意した所定の用紙又は それと同様のものであってパソコン等で作成した用紙を使用してください。

# B-2. 受付期間、受付時間及び受付場所

## (1)受付期間

第4回: 平成29年12月1日(金)~12月8日(金) (平成30年1月1日~平成30年3月31日までの製造又は輸入分) ※書類による申出は、土曜日及び日曜日は受け付けておりません。

< 参考: 今後の予定 > 平成30年度少量新規化学物質の申出期間 第1回: 平成30年1月22日(月)~1月30日(火) (平成30年1月1日~平成30年3月31日までの製造又は輸入分)

# (2) 受付時間

10:00~12:00 及び 13:30~16:30 (時間厳守。受付終了時間の 15 分前までにお越しください。部数の多い場合には時間に十分な余裕を持ち、可能な限り受付最終日の前日まで)に申出を行ってください。なお、会場への入室は、午前の部は 10:00 以降、午後の部は 13:30 以降可能です。

## (3) 受付場所

平成 29 年度第 4 回(平成 29 年 12 月 1 日~12 月 8 日)の受付場所については、 以下のとおりです。

経済産業省 本館 7 階東 8 左 (製造産業局第 8 会議室)

#### B-3. 書類による申出の際の注意事項

- (1) 「少量新規化学物質電算処理コード」における会社コードは、過去に申出を 行った場合には直近の年度に使用した会社コードを使用してください。初めて 申出を行う場合又は会社コードが不明の場合は、空欄にしてください。
- (2)物質名称について、申出書と申出化学物質一覧表(確認通知書の別紙)で記載の異なるものが多数見受けられますので、申出書及び確認通知書の別紙の記載が同一であることを提出前にご確認ください。特に全角/半角、正体/斜体、「-(ハイフン)」/「-(長音)」等の違いにも留意してください。
- (3)提出書類は、必ず会社ごと(部署別、事業所別の申出は混乱の原因となりますのでご遠慮ください。)に一括して直接提出してください。確認通知書の郵

送は事業者につき一部となりますので、郵送先を明確に記載してください。 なお、申出受付の際に提出書類の記載内容等について質問を行う場合があり ますので、必ず提出書類の記載内容等について詳しい知識を有する担当者が直 接持参してください。また、郵送による受付は行っていません。

- (4)過去に申し出た物質と同一の物質について引き続き申出(継続申出)を行う場合には、申出書の作成及び提出を以下のとおり行ってください。
  - (i) 申出書の作成にあたっての確認事項(前年度受付番号など) 申出書の記載にあたり、過去に申し出て確認を受けた際の確認通知書の別紙に 記載された物質名及び前年度受付番号等の記載と合っているかご確認のうえ、 申出してください。

なお、同じ物質であるが、過去の申し出と新規化学物質の名称のみが変更となる場合は、新規化学物質の名称で同一物質の確認ができないため、構造式等により過去の申し出と同一の物質であることを確認できる資料をご持参ください。 (例:過去の申出書)

- (ii) 提出にあたっての注意事項
- ①継続申出の場合は、提出書類(「少量新規化学物質申出書類一式」(別紙1)参照)に加え、必ず前年度(前年度に申出を行っていない場合は直近)の確認通知書の写し(表紙だけではなく別紙部分も含みます)を持参してください。 ②継続物質を含む複数の物質の申出を行う場合、その順番は継続物質から、新規に申出する物質に続くようにしてください。また、申出書(正本3部)と写し1部について、同じ順番でそれぞれを東ねてください。

### C. その他注意事項

- (1) 申出をしようとする化学物質については、製造・輸入の実績数量及び今後の計画等により確度の高いものに絞り、申出の必要性のない物質については、申出を控えるようご協力ください。また、申出数量については、前年の製造・輸入実績数量を十分考慮し、計画のない化学物質の申出あるいは計画している数量以上の申出は厳に慎んでください。
- (2) 同一物質について製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が1トンを超える場合には、不確認又は前年度の確認数量や実績数量等を勘案して申出数量を下回る数量で確認を実施する場合があります。この場合、確認数量に比べて実績数量が著しく少ない申出者に対しては、次年度において確認する数量を減少させることがあります。
- (3)電子申出データの入力ミス及び提出書類の記載ミスは、事務処理に多大な支障を及ぼすため、申出内容には誤りのないよう、申出者が事前に十分点検してください。特に、新規化学物質の名称、構造式、成分組成及び少量新規化学物質電算処理コードについては、誤りのないよう厳重な点検を行ってください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の申出に対する確認を取り消される場合や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がありますので、十分ご注意ください。なお、申し出後(電子申出の場合は「受理」後と

する。)の化学物質の名称等記入内容の変更は認めておりません。

(4) 本件については厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) 、経済 産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/todoke/shinki\_shoryo\_index.html) 及び環境省ホームページ

(http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html) からもご覧になれます。

(5) 本申出に係る問い合わせについては、以下までご連絡ください。

## (連絡先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話番号 03-3501-0605

所在地 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

E-mail qqhbbfa@meti.go.jp

# (参考) 少量新規化学物質製造・輸入申出書等の作成について

申出書の作成に当たり、問い合わせの多い事項及びご注意いただきたい事項について以下に記しますので、参考としてください。これ以外の点についても、申出書等の記入に誤りや漏れがないか再度ご確認ください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の記載としての確認の取消や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がございますので、十分ご注意ください。なお、申出書の記入に誤りがあった場合、捨印による修正が出来なければ受理できません。

# 1. 申出書等について

(1)「事業所の名称」及び「所在地」

実際に製造する会社・事業所の正式な名称及びその所在地(ビルの名称等は不要)を記入してください。製造と輸入の両方を予定している場合には、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄に、国名又は地域名も記載してください(電子申出の場合は、「参考事項」の欄に入力してください。)。

(2)「新規化学物質の名称」

IUPAC名称は日本語で記入してください。なお、商品名や略称等でも構いませんが、必ず、製造・輸入された物質が、確認を受けた物質であることが識別できる名称にしてください。

- (3)「新規化学物質の構造式又は示性式」
  - ①記載欄に収まらない場合は別添としてください。
  - ②官能基の名称などを略号表記しないようにしてください。
  - ③構造式が不明な場合はその製法の概略を記載するとともに推定構造も記載してください。
- (4)「新規化学物質の物理化学的性状」

外観、融点、沸点、各種溶媒への溶解度等を記入してください。

(5)「成分組成」

製品中の成分について合計が100%となるよう記入してください。1%以上含まれる新規化学物質については、原則申出の対象となります。化審法に従った手続を行っているのであれば、その旨記載してください。既存化学物質を含有する場合は、その物質の官報公示整理番号も記入してください。

(6)「確認を受けようとする年度」

年度は元号で記入してください。 (例:平成29年度)

(7)「製造予定数量又は輸入予定数量」

製造と輸入の両方を予定している場合は、製造と輸入の合計数量を記載して ください。

(8)「参考事項」

申出を行う物質が過去に申出を行ったことがある物質の場合は、確認及び不確認に関わらず電算処理コードの「④過去の確認物質」は「1」を記入してください

「参考事項」及び「⑤前年度の確認数量」、「⑥前年度の実績数量」、「⑦前年度の受付コード」の記入方法は下記の選択肢から当てはまる選択肢を選び、その内容に沿って記入してください。

- (i)前年度に1回だけ申出を行った場合
  - ⑤⑥⑦は当てはまる情報を記載いただき、「参考事項」は空欄でかまいません。

- (ii)前年度に複数回申出を行った場合
- ⑤は前年度の確認数量の総量、⑥前年度の実績数量、⑦は前年度の申出のうち最初の受付番号(数字が小さいもの)を記入してください。「参考事項」は前年度のすべての申出について「確認通知の日付」、「当時の受付コード」、「確認数量」、「実績数量」を記入してください。
- (iii)前年度に申出していないが、前々年度以前に申出を行った場合
- ⑤⑥⑦は空白でお願いします。「参考事項」は前々年度以前の申出の中で最新の申出について「確認通知の日付」、「当時の受付コード」、「確認数量」、「実績数量」を記入してください。
- (i v) 平成29年度第1回から第3回までに申請した物質を再申請する場合 ⑤⑥⑦は前年度の情報を記載し、「参考事項」には平成29年度に申請した際 の情報「確認通知の日付」、「受付コード」、「確認数量」を記入してくださ い。
- (8)「申出年月日」

元号で記入してください。(例:平成29年9月1日)

(9)「代表者の役職名」

同一事業者の申出であるにもかかわらず、代表者の役職名が統一されていない ことがありますので、ご注意ください。

(10)「印」

代表者印(例:法人登記されている社長印)は必ず押印してください。会社印、 代表者の個人印ではありませんのでご注意ください。

(11)「連絡担当者」

申出内容の確認は連絡担当者宛に行いますので、連絡担当者の所属会社等が申 出者と異なる場合は、連絡担当者欄に所属会社名、住所、担当者名及び連絡先電 話番号を記入してください。

(12) あて先は3大臣あてとなりますのでご注意ください(様式第9参照)。

また、申出書(正本)には修正液等による修正を絶対に行わないでください(修 正液等により修正された申出書は受理できません。)。

- (13) 申出書の上部中央に代表者印を捨印として押してください。
- (14)ご記載いただく書式は明朝体での記載をお願いします。
- 2. 少量新規化学物質電算処理コードについて
- (1) 電算処理コード全般
  - ・用途コードの全量中間物かどうかを表す「+」「-」や、前年度受付コードの「+」「-」など、電算処理コードの記載に漏れがあることがよくあります。 提出前に、記載漏れがないか再度ご確認ください。
  - ・電算処理コードの記載内容と、申出書の上の部分で記載された内容(前年度の 確認数量・実績数量、申出数量等)が一致しているかご確認ください。
- (2)「②用涂コード」

平成22年度第2回より、監視化学物質等に合わせ用途コードが変更になっております。用途分類のコード表は左欄の二桁の数字を記載いただき、用途が複数ある場合は比率が大きいものを記載してください。なお、右欄の詳細用途分類コード(a、b、c等)の記載は不要です。

(3)「④過去の確認物質」

前年度に限らず、過去に申し出たことのある物質の場合は「1 (=ある)」を 記入してください。

- 過去に申し出たことのある物質…「1 (=ある)」
- ・過去に申し出たことのない物質…「2 (=ない)」
- ・過去に申し出たことがあるが、不確認となった物質…「1 (=ある)」
- (4)「⑤前年度の確認数量」及び「⑥前年度の実績数量」
  - ・「④過去の確認物質」を「2(=ない)」にした場合は空欄にしてください。 「1 (=ある)」の場合で、かつ実際に確認・実績のある場合はそれぞれその 数量を、確認・実績のない場合は(前年度に申し出ていない場合を含む。)は それぞれ「0 (kg)」と記入してください。
  - ・前年度に複数回申し出た場合は、それぞれ総量を記入してください。
  - ・「⑥前年度の実績数量」には、平成28年4月1日~平成29年3月31日までの 実績数量を正確に記入してください。本数量については、立入検査において精 査することがあります。
- (5)「⑦前年度の受付コード(受付番号等)」
  - ・前年度に申し出ていない場合は空欄にしてください。
  - ・前年度に複数回申し出た場合は、最初の受付番号(数字の小さい番号)を記入 してください。
  - (6)「⑨受付コード」
  - ・製造・輸入の記号について、製造と輸入の両方を行う場合には「±」を記入してください。
- 3. 申出書の部数について 正本は3部作成してください(別紙1参照)。
- 4. 申出化学物質一覧表(確認通知書の別紙)について
- (1)「少量新規化学物質の名称」及び「数量」が、申出書に記載された「新規化学 物質の名称」及び「製造予定数量又は輸入予定数量」とそれぞれ一致しているか ご確認ください。
- (2) 申出する化学物質数が多く、一覧表が複数枚になる場合には、できるだけ1枚につき10物質ずつ記載してください。
- (3) 行が余った場合は、余った行の最上段の行中央に「以下余白」と記載してください。
- (4) 明朝体の書式で記載をお願いします。

提出書類		部数
申出書関係	(1) 申 出 書 ( 正 本 ) [A 4 縦]	3部(申出物質ごと)
	(2) 申出書(正本)のコピー [A4縦]	1部(申出物質ごと)
確認通知書関係他必要書類	(3) 申出化学物質一覧表 (確認通知書の別紙) [A4横]	1 部
	(4) 返信用封筒 [A4判 の書類を折らずに入 れることができる大 きさのもの] ※	1 部

持参していただく書類	部数
前年度(前年度に申出を行ってい	
ない場合は直近)の確認通知書の	1部(申出物質ごと)
写し(表紙だけではなく別紙部分	
も含む。)	

- ※ 返信用封筒は、申出のあった物質について厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による確認が得られた場合の確認通知書又は確認が得られなかった場合の不確認通知書を申出者に郵送するために用いますので、日本工業規格A4判の大きさの用紙を折らずに入れられる封筒に宛先(住所担当部署名等)を明記の上、書留又は簡易書留(必要に応じて速達)扱いとし、必要な郵便料金に相当する切手を貼付の上、提出してください。その際、封筒に「簡易書留」等赤字で記載をお願いします。複数の事業所がある場合であっても申出事業者につき、1枚にまとめて提出してください。レターパックはご遠慮ください。
- ※ 提出資料については、別紙3を参照の上、整理してご持参ください。

# 確認数量の速報について

e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者には、確認通知書の郵送前に確認数量を速報します。

平成27年度より、確認数量の速報は、e-Gov電子申請システムを用いて行うことになりました。これに伴い、経済産業省化学物質安全室からの電子メールでの通知は廃止します。

なお、この速報は電子申請システムを用いて申出を行った方全てを対象として実施しますので、事前の登録は必要ありません。

# <確認数量の速報の概要>

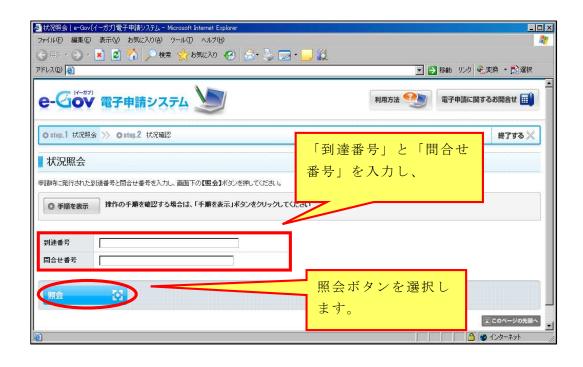
- ○対象者:e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者
- ○速報でお伝えする内容:申出のあった新規化学物質の数量確認結果
- ○実施時期:9月下旬(予定)

### <速報通知の取得方法>

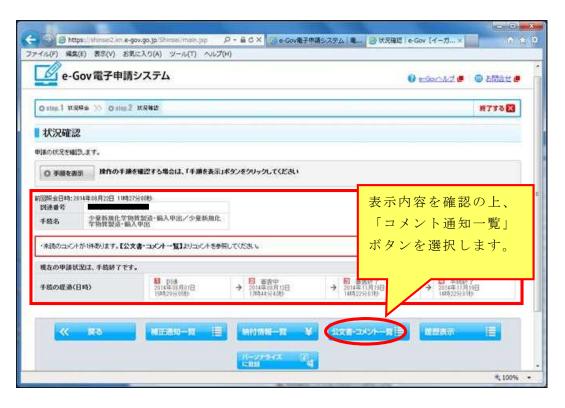
①審査が終了すると、e-Gov の「基本情報の入力」画面で入力いただいた連絡 先メールアドレスに、手続きが終了したことをお知らせするメールが届きます。

```
Subject:【e-Gov 電子申請システム】手続終了のお知らせ↩
e-Gov 電子申請システムをご利用の方へ↓
これは、e-Gov 電子申請システムの状況通知メールです。↩
◇ 通 知 内 容 ◇-
 次の申請・届出に対する手続が終了しました。↩
 [手続名]少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出₩
 [到達番号]
 [到達日時] 2014年08月28日 11時13分42秒→
 [手続完了日時] 2014年10月02日 14時15分43秒→
下記 URLの状況照会画面より確認を行ってください。↩
 [URL]
バーソナライズをご利用の方はこちら。↩
このメールは、e-Gov 電子申請システムから『申請者連絡先情報』で↓
入力された電子メールアドレスに対して発信専用のサーバから↩
送信しています。↩
 ※発信元への返信はご遠慮ください。↩
お問合せ先につきましては、以下の URL をご参照ください。↩
電子政府利用支援センター↩
[URL] http://www.kn.e-gov.go.jp/contact/index.html↵
```

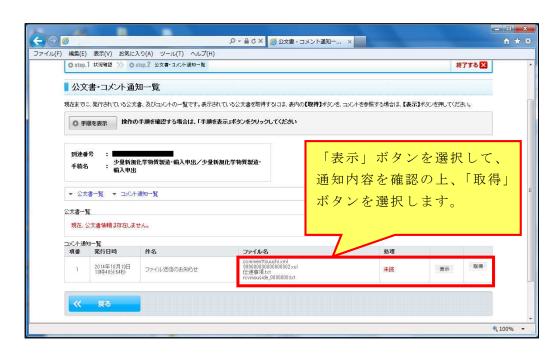
②メールに記載されたリンクをクリックし、「状況照会」画面を表示させます。 e-Gov による申請書提出後の到達画面で表示された「到達番号」、「問合せ 番号」を入力し、「照会」ボタンを押します。



③状況確認画面が表示されるので、「前回照会日時」、「到達番号」、「手続名」、「手続の経過(日時)」等を確認の上、「コメント通知一覧」ボタンを 選択します。

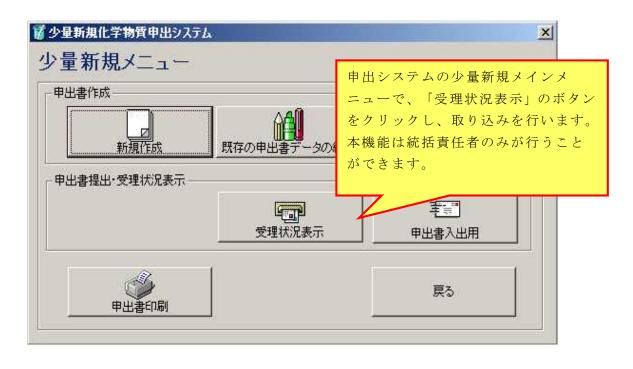


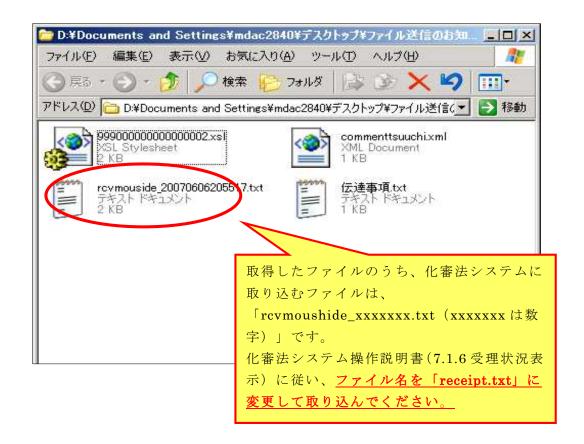
④表示ボタンを選択して、コメント内容を確認の上、「取得」ボタンを選択して返送された修正指示を取得します。ファイルダウンロードの確認画面にて「OK」ボタンを選択し、「保存する場所」にてダウンロードするファイルの保存フォルダを選択した後、「保存」ボタンを選択します。



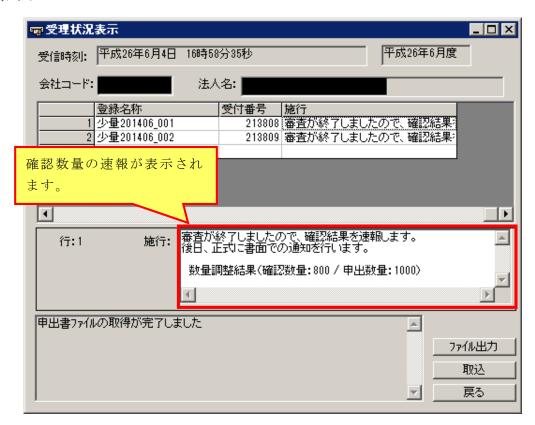
⑤取得保存した速報通知ファイル「rcvmoushide\_xxxxxxxx.txt(xxxxxxx は数字)」を化審法システムに取り込み、数量確認結果の確認を行ってください。 化審法システムでの取り込みは、修正指示の取得の際と同様に、「受理状況表示」機能を使用して行います。

詳しくは、少量新規・低生産量新規化学物質申出システム操作説明書(7.1.6 受理状況表示)をご覧下さい。





## <速報イメージ>



※画面のイメージは今後変更となる場合があります。